

●香川県告示第61号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について注射を受けることを次のとおり命ずる。

令和8年3月17日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 実施の目的
豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域
香川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している豚及びイノシシであって、知事が接種を必要と認めるもの
- 4 実施の期日
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 注射の方法
皮下又は筋肉内注射